

議案第 84 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「若しくは第 1 0 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで」を「、第 1 0 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条」に改め、「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条」を加え、同項第 4 号中「又は第 1 0 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで」を「、第 1 0 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条」に改め、同項中第 8 5 号を第 8 7 号とし、第 9 号から第 8 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 8 号中「規定の」を「規定に」に改め、「事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「届出その他の書類の閲覧手数料」を「届書その他の書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同号を同項第 1 0 号とし、同項第 7 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条にお

いて準用する場合を含む。)」の次に「若しくは第126条」を、「届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届出その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料」を「届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「又は」を「若しくは」に改め、「の規定」の次に「又は同法第126条の規定」を加え、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第1項第5号中「までの規定」の次に「若しくは同法第126条の規定」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項若しくは第126条」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定によ

り同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

第2条第2項中「前項第39号」を「前項第41号」に改め、同条第3項中「第1項第41号」を「第1項第43号」に改め、同条第4項中「第1項第55号」を「第1項第57号」に改め、同条第5項中「第1項第56号及び第57号」を「第1項第58号及び第59号」に改める。

第3条第1項中「前条第1項第55号から第57号まで」を「前条第1項第57号から第59号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第1項第3号から第8号」を「第2条第1項第3号から第10号まで」に改め、同条第2項中「第2条第1項第10号から第13号」を「第2条第1項第12号から第15号まで」に改め、同条第3項中「第2条第1項第14号から第25号まで」を「第2条第1項第16号から第27号まで」に改め、同条第4項及び第5項中「第2条第1項第39号及び第41号」を「第2条第1項第41号及び第43号」に改め、同条第8項中「第2条第1項第58号から第85号まで」を「第2条第1項第60号から第87号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。